

答申第 875 号

諮問第 1543 号

件名：旅行命令書の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分のうち審査請求の対象となった部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 2 月 18 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同年 3 月 2 日付けで行った一部開示決定を取り消し、職員番号及び通勤手当利用区間を除く部分の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

ア 審査請求人が、開示請求した行政文書は、県教育委員会尾張教育事務所（以下「県尾張教育事務所」という。）の所長（以下「県尾張教育事務所長」という。）の、2016 年 8 月 25 日～9 月 5 日の旅行命令書である。

イ 開示された文書は、旅行期間が 8 月 26 日、8 月 30 日、9 月 2 日の旅行命令書 3 件である。

ウ 県教育委員会は、旅行命令書の開示に当たって、8 月 26 日については、「用務先」（江南市役所）、「金額情報等」、「経路」等を開示したが、8 月 30 日及び 9 月 2 日については、それらを不開示とした。

エ 県教育委員会は、条例第 7 条第 2 号に該当するとして、「用務先」、「金額情報等」、「経路」等を不開示としたが、「用務先」、「金額情報等」、「経路」等の開示により、個人の識別は不可能であるから、当該判断は、違法不当である。

オ そもそも、公務員が、いつ、どこへ出張し、そのためにどのような経路で、いくら必要としたか、求める県民に明らかにする義務がある。8 月 26 日の旅行命令書のように「用務先」、「金額情報等」、「経路」等を開示すべきである。

カ 県教育委員会は、審査請求人が先に行った行政文書開示請求と結び付け、本件審査請求における不開示部分＝「用務先」、「金額情報等」、「経路」等を開示すると、個人が特定される旨、口頭説明した。しかし、先の行政文書開示請求において、個人関連情報は不開示とされており、今回、審査請求人の請求どおり「用務先」、「金額情報等」、「経路」等が開示された場合でも、両者を突合しても個人の特定はできない。

さらに付け加えるならば、上記先行する開示請求において、

- ・ 審査請求人「県尾張教育事務所長は、関係教育長に対し、いつ事情聴取を行ったのか」
- ・ 県尾張教育事務所「8月30日、9月2日」

とのやり取りがあったことは事実であり、また、この確認の上で、本件旅行命令書の開示請求を行ったことも事実である。そして、県教育委員会は、そのことにより審査請求人に「事情聴取された教育長」が特定されることを避けるために、「用務先」、「金額情報等」、「経路」等を不開示にしたわけであるが、そもそも行政文書としての旅行命令書について判断すべきであり、開示請求者の「認識状況」を勘案して開示・不開示が判断されてはならないのである。

審査請求人は、先行する開示請求において、「事情聴取された教育長」の氏名を明らかにするべきと考えるが、百歩譲って、当該教育長の特定を避けたいとの判断を是とするならば、質問に答えて聴取日を明らかにした県教育委員会（県尾張教育事務所）に非があるのであって、旅行命令書の「用務先」、「金額情報等」、「経路」等を不開示にするのは、本末転倒である。

キ よって、本件不開示は違法、不当であるから、審査請求の趣旨のとおり、開示を求める。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成28年8月25日から同年9月5日までの間に県尾張教育事務所長が命じられた旅行命令について、パーソナルコンピュータ上の画面を出力したものである。

本件行政文書には、旅行申請日、旅行命令日、旅行期間、職員番号、職員氏名、予算科目、用務名、通勤手当利用区間、経路情報、旅行経路、金額情報等が記載されている。

職員番号は、職員ごとに付与される固有の番号であり、職員の人事、給与、共済事務等に関する広範な情報を管理するために使用されているものである。

通勤手当利用区間は、通勤手当が支給される区間として認定された交通機関の駅名等が記載されている。

経路情報には、出発地、用務先等が記載されている。

旅行経路には、出発地及び用務先間の経路が記載されており、愛知県三の丸庁舎から用務先の最寄り駅の名称等が記載されている。

金額情報等には、利用した交通機関ごとの金額等が記載されている。

そのうち開示しないこととした部分は、別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）については、職員番号及び「個人の居住地」として不開示とした職員の住所地の最寄り駅の名称（以下「職員番号等」という。）であり、文書 2 及び文書 3 については、職員番号等並びに「その他特定の個人を識別できる部分」として不開示とした用務先、金額（鉄道運賃）、合計金額、請求可能金額、用務先の最寄り駅の名称、区間、併給調整、経由地及び路線名（以下「用務先等」という。）である。

(2) 当該旅行命令の用務内容について

文書 1 に係る旅行命令における用務内容は、人事用務のため江南市教育委員会へ出張したというものである。次に、文書 2 及び文書 3 に係る旅行命令における用務内容は、平成 24 年度から平成 27 年度までの間に、教科書発行者 2 社が複数の教職員等に対し贈答品を渡し、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為が確認されたことを受け、贈答品を受領したとされる者に対し、贈答の事実の確認及び教科書採択への関与の有無を聞き取るために、それぞれ関係市町村教育委員会教育長に対し聞き取りを行ったというものである。なお、それらの調査の結果、教科書採択の公平性及び公正さに疑義を抱かせた者とされた関係市町村教育委員会教育長始め関係教職員について、服務上の措置に関する調査が行われた。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 審査請求人は、審査請求書において、「「職員番号」及び「通勤手当利用区間」の不開示部分を除き、すべてを開示すること。」と主張していることから、開示しないこととした部分のうち、職員番号等を除いた部分である用務先等の不開示情報該当性について説明する。

イ 贈答品を受領した教育長が存在することは公表されており、県尾張教育事務所長が関係市町村教育委員会教育長に対して事情聴取を行った日を、県民等の求めに応じて提供する情報として取り扱っていることに鑑みると、用務先等は、聞き取り先である市町村教育委員会の名称が推察され、聞き取り相手が判明することにより服務上の措置に関する調査が行われた教育長が特定されることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同

じ。)に該当する。

以上のことから、用務先等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

よって、用務先等は、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 本件において、当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、同号ただし書イに該当しない。

なお、旅行命令による旅行は公務員の職務の遂行に係る情報であり、旅行者の所属及び氏名は開示しているが、開示しないこととした用務先等は、開示することにより、服務上の措置に関する調査が行われた市町村教育委員会教育長の特定につながるため不開示としたものである。服務上の措置に係る情報は、当該教育長の職務の遂行の内容に係る情報ではないため、同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

よって、用務先等は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において「県教育委員会は、条例第7条第2号に該当するとして、「用務先」、「金額情報等」、「経路」等を不開示としたが、「用務先」、「金額情報等」、「経路」等の開示により、個人の識別は不可能であるから、当該判断は、違法不当である。」とし、「そもそも、公務員が、いつ、どこへ出張し、そのためにどのような経路で、いくら必要としたか、求める県民に明らかにする義務がある。8月26日の旅行命令書のように「用務先」、「金額情報等」、「経路」等を開示すべきである。」、「先行する開示請求において、審査請求人「県尾張教育事務所長は、関係教育長に対し、いつ事情聴取を行ったのか」、県尾張教育事務所「8月30日、9月2日」とのやり取りがあったことは事実であり、また、この確認の上で、本件旅行命令書の開示請求を行ったことも事実である。そして、県教育委員会は、そのことにより審査請求人に「事情聴取された教育長」が特定されることを避けるために、「用務先」、「金額情報等」、「経路」等を不開示にしたわけであるが、そもそも行政文書としての旅行命令書について判断すべきであり、開示請求者の「認識状況」を勘案して開示・不開示が判断されてはならないのである。」、「(審査請求人の「県尾張教育事務所長は、関係教育長に対し、いつ事情聴取を行ったのか」という)質問に答えて聴取日を明らかにした県教育委員会(県尾張教育事務所)に非があるのであって、旅行命令書の「用務先」、「金額情報等」、「経路」等を不開示にするのは、本末転倒である。」と主張している。

この点、審査請求人に対して、県尾張教育事務所長が関係市町村教育委員会教育長に対して事情聴取を行った日を明らかにしたのは事実である。

しかし、当該事情聴取日については、求められれば審査請求人以外に対しても提供する情報であり、特定の開示請求者の「認識状況」を勘案して開示・不開示を判断しているわけではない。

そして、用務先等を開示すれば、事情聴取日と照合し、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成28年8月26日、同月30日及び同年9月5日に県尾張教育事務所長が命じられた旅行命令に係る旅行命令書であり、当審査会において本件行政文書を見分したところ、その内容は前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の2欄に掲げる部分を条例第7条第2号に該当するとして不開示としている。

なお、審査請求人は、本件審査請求書において、職員番号及び通勤手当利用区間を除く部分の開示を求める旨記載している。当審査会において本件行政文書を見分したところ、審査請求人が記載した「通勤手当利用区間」は、実施機関が個人の居住地その他特定の個人を識別できる部分として不開示とした部分のうち、弁明書において「職員の住所地の最寄り駅の名称」と説明する部分であると認められ、実施機関の説明するとおり、本件不開示部分のうち、職員の住所地の最寄り駅の名称及び職員番号は、本件審査請求の対象となっていないことが認められる。よって、当審査会においては、以下、用務先等の不開示情報該当性について判断する。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示

とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、用務先等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、用務先等が公になれば、県尾張教育事務所長が本件旅行命令を受けて出張した用務先が明らかになることが認められた。

用務先等は、通常であれば、県尾張教育事務所長が本件旅行命令を受けて出張した用務先が明らかになるのみであって、特定の個人が識別されるものではない。しかしながら、実施機関によれば、平成 28 年 8 月 30 日及び同年 9 月 2 日に県尾張教育事務所長が贈答品を受領したとされる市町村教育委員会教育長に対して事情聴取を行ったという事実は、実施機関に対して求めがあれば提供する情報であるとのことである。したがって、これらの日の県尾張教育事務所長の用務先が明らかとなれば、用務先の市町村の市町村教育委員会教育長に対して贈答品の受領に関する事情聴取が行われたことが明らかになるものであるため、用務先等は、当該教育長の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められる。

よって、用務先等は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ また、用務先等は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められないことから、同号ただし書イには該当しない。また、事情聴取が行われた市町村教育委員会教育長は公務員であるが、贈答品を受領し、懲戒処分等の調査の対象となったという事実は、当該教育長の職務の遂行の内容に係る情報ではない。したがって、用務先等は、同号ただし書ハに該当しない。さらに、用務先等が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは、明らかである。

エ したがって、用務先等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 実施機関が開示しないこととした部分
文書1 旅行命令書 (尾張教育事務所長:8月26日分) 文書2 旅行命令書 (尾張教育事務所長:8月30日分) 文書3 旅行命令書 (尾張教育事務所長:9月2日分)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の居住地その他特定の個人を識別できる部分 ・職員番号

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 2. 16	諮問 (弁明書の写しを添付)
30. 4. 18 (第547回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30. 6. 21 (第551回審査会)	審議
30. 7. 20 (第553回審査会)	審議
30. 8. 16	答申

答申第 876 号

諮問第 1554 号

件名：特定の学校から職員の不祥事に関しての報告書わかるもの等の不開示
(存否応答拒否) 決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 10 月 2 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 13 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。報告書が一切なければ、ないと答えればすむことであるが、どちらとも答えられないということは一切ないということではない。職員の職務行為等であると推定できる本件請求では、少なくとも文書を特定して、存否を答えたいと、処分庁の判断を明らかにすることが求められるといえる。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 請求時、具体的に文書名、内容を特定すれば、今回の審査請求に關した、今回の様な処分が出るということである。

(イ) もししないということで、文書を特定するとなると、文書名は、2016 年以降の不祥事について、ということで、関係する文書が膨大になる可能性があることが予想される。ただこの場合でも、今回請求した、文書が開示されるとは限らない。一部不開示ということである可能性があり得るということはあるといえる。結果は同じでも、かすかでも可能性がある請求をしたいということが、請求者の心情である。

(ウ) ただしこれは無駄なことであるということを経験者が、思ったとし

ても（仮に何気なく云ったとしても）、請求することは止められないということ処分庁職員からは、云われそうである。

- (エ) 請求しても、もし無駄なこと、という経緯になったのは、制度の問題か、手続上の問題か明らかにしてもらいたいと思っている。問題があるなら早急の改善をしてもらいたい。
- (オ) 今回の件に関する、開示請求は、決めつけた請求でないので、最低でも「ある」「なし」は答えても、さしさわりはないのでと思われる。
- (カ) どちらともいえない。ということこそが、情報公開法、そのものの否定であるといえる。
- (キ) あえて云えば、あるなしを答えることに「個人情報を開示することとなるため」ということから「ある」ことは想定される。
- (ク) このような、苦しい弁明を、処分庁はやめにしてもらいたい。不開示等の説明に苦しむような文書は開示する。という前提、もしくは「公文書は、原則開示」に立った体制、対応を、確立することが求められる。
- (ケ) 開示するという原則に立った、基本に立てば、本件の請求に対しても、拡大解釈といわれるかもしれないが、2016年以降のものが、一部開示、もしくは、黒塗りであっても、全面黒塗りも含む、開示可能であるといえる。また開示することが求められる。
- (コ) 今回記事を探したとのことであるが、請求時何を基にしたのか、即答できない状況である。やはり請求当時、資料を確定して請求すべきだったかもしれない。請求者の心配の中に、あまりにも細かく具体的な確定されたことを記載したら、個人情報等に係ることがらであるから（も含め）、等の理由で、文書不存在、開示できない項に当たる。などで非開示になるかもしれないということから、今回のような請求項目になったということを書いておく。
- (サ) 開示請求事案が、職務中のことなら、文書資料があり公開されたら、別の視点からの、例えば、監査請求等の、対応も考えられることなので、安易に、今回のような処分（あるともないとも）は、問題解決等の妨げになるということを書いておく。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

今回の審査請求の内容は、高等学校と小学校の職員の不祥事に関することについて請求したが、何も答えないという形の対応がなされた。

不祥事については、全てのものが公開されるべきではないかという認識を最近非常に強く思う。たしかに、その不祥事の内容についての軽い重いはあるだろうが、実際に処分庁側の温情があるのではないかと思っ

ている。学校も何も分からない、何も出ないということになると、実際に起きた問題についての公表が一切なされない、悪い言葉で言えば、隠蔽になっているのではないかという感じがしている。実際にどういう思いで不開示にしているか分からなくても、結果的にそういうことになるのではないのかと思っている。

そうしたら、どういうことが起きるかという、例えば自校生に関わるわいせつ等に関しては、言ったり考えたりしてはいけないのかもしれないが、職員の側からすれば、自校生だったら何とかごまかしてもらえるかもしれないという甘い期待を加害者側に持たせることになっているのではないかと、最近、そういうことを思うことがある。なぜなら、毎日1件ではないが、一月に数件ということになってくると、どうしてこうなるのかと、そういう思いが最近強くなった。

被害に遭う人たちは、これからという人たちである。こういう被害に巻き込まれたら、今後その人たちは、10歳だと60年近く、そのトラウマを抱えて生きていかなければならない。そういうことを考えると、ゼロということは難しかったとしても、できるだけそういう目に遭う機会を減らしたい。そうするため、現在のような温情的非公開、仲間内をかばうというようなやり方はやめた方がいいのではないかと。誰も得をしない。かばう側は一生懸命になって理由を付けてかばうし、努力しているわけだが、それが全て無駄になるとは言えないけど、今後問題の起きる可能性を残しているということを考えると、全ての不祥事は、開示すると県教委が言った方が助かるのではないかと思っている。だから、今回のような事案について不開示を何度もするが、それでどうなったのか、よくなるのかということをお願いしたい。言っているが、変わらない。

実際に最近の報道でも、問題職員が明らかになっていなかったために、その後被害を受けたということが愛知県内でも起きている。

結論的に言えば、現在のような本人のどうのこうのということで不開示にされると、今回の件で言えば、何にも分からないので、私がこうやって主張すること自体、何を焦点にして話せばいいのか、今回も悩んだ。人間の世界だから、一切の犯罪行為、一切の不祥事がなくなるということ、ゼロにするということとは言えても、本当にそうなるのかというと、非常に心配になるので、今回の審査請求に関しては、被害者を守るにはどういう対応が一番いいのかというような判断をしてもらいたいと思っている。

本来は、行政文書は開示・公開原則であるので、そういう視点、情報公開請求をする人の知りたい権利を守るということはどういうことなのかということ、隠す努力よりもどこまで出せるかということ優先して条例等の適用・解釈をしてもらえたら、もう少し出るのではないのか、

表題ぐらいいは出せるのではないか、表題が黒塗りでも、その紙全体が黒塗りでも、枠ぐらいい出るといふことだつてあり得るので、そういう解釈に従えば、今のような対応はもう少し進めてもらえるのではないかと思つている。

それから、情報公開は公開原則といふことになつてゐるので、文書は作成された段階で全面的公開になるといふぐらいいの報告書の内容にしてもらうシステムに変化するといふことも今後は県教委としても努力してもらいたい。努力なき場合はすべからず公開してもらえれば、ありがたいと思ふ。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求は、別記文書 1 (以下「文書 1」といふ。別記文書 2 も同様とする。) については、「〇〇校」は特定の愛知県立高等学校 (以下「A 高校」といふ。) であると解し、平成 28 年以降の A 高校の職員の不祥事に係る請求と解した。なお、審査請求人は「(2016 年 11 月報道されたものも含む)」と記載しており、県教育委員会で探索したが、県教育委員会で保有している新聞記事からは該当するものを見つけないことができなかった。

文書 2 については、平成 29 年の特定の小学校 (以下「B 小学校」といふ。) の職員の不祥事に係る請求と解した。なお、審査請求人は「(2017 年 7 月 19 日報道含む)」と記載しており、県教育委員会で探索したところ、平成 29 年 7 月 19 日の新聞朝刊に掲載された内容を指しているものと推察される。

よつて、本件請求対象文書は、平成 28 年以降の A 高校の職員による不祥事及び平成 29 年の B 小学校の職員による不祥事に関する報告書その他の内容が分かる文書であつて、県教育委員会が本件開示請求のあつた平成 29 年 10 月 2 日までの間に作成又は取得したものであると解した。

(2) 条例第 10 条の該当性について

ア A 高校及び B 小学校において、前記(1)の平成 29 年 7 月 19 日に報道があつた案件も含め、本件開示請求に係る期間に県教育委員会が定める「懲戒処分の公表基準」に基づく公表事案に該当する職員の不祥事はなく、不祥事の発生について公表している事案はない。仮に本件開示請求に該当する不祥事があつたとしても、「懲戒処分の公表基準」に基づき、非公表とされたものである。

よつて、本件開示請求に係る不祥事があつたか否かを明らかにすることは、非公表とされた案件の有無を明らかにすることとなり、本件請求対象文書の存否を答えることは、A 高校又は B 小学校における職員の不

祥事に関する情報を明らかにすることとなる。

イ 本件開示請求は学校名を特定してなされたものであり、A 高校又は B 小学校における職員の不祥事に関する情報は、学校名を明らかにすることによって処分を受けた職員が特定されることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

そして、A 高校又は B 小学校における職員の不祥事に関する情報は、不祥事があったとしても非公表とされた案件に係るものであり、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないため、同号ただし書イには該当しない。仮に、A 高校又は B 小学校における職員の不祥事に関する情報が報道されており、一時的に公衆の知り得る状態に置かれていたとしても、当該情報は、報道機関の独自の取材に基づき報道されたものであって、県教育委員会自らが積極的に公表しているものではないことから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当するということはできない。

さらに、A 高校又は B 小学校における職員の不祥事に関する情報は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロには該当せず、仮に処分があった場合の該当職員は公務員であるが、処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。よって、同号ただし書ハに該当しない。さらに、予算の執行を伴うものでもないため、同号ただし書ニにも該当しない。

したがって、A 高校又は B 小学校における職員の不祥事に関する情報は、条例第 7 条第 2 号の規定により保護すべき個人情報に該当する。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書の存否自体の情報に条例第 7 条第 2 号に規定する不開示情報として保護すべき利益があることから、条例第 10 条の規定により、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否したものである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、平成 28 年以降の A 高校の職員による不祥事に関する報告書その他の当該不祥事の内容が分かる文書及び平成 29 年の B 小学校の職員による不祥事に関する報告書その他の当該不

祥事の内容が分かる文書であって、県教育委員会が本件開示請求のあった同年10月2日までの間に作成又は取得したものであると認められる。

(2) 条例第10条該当性について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第7条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

また、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、存否応答拒否をした場合は開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになり、存否応答拒否の意味をなさないことになるため、存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要である。

この考え方にに基づき、実施機関が本件請求対象文書の開示請求に対し、条例第10条に該当するとして、存否応答拒否による不開示としたことの適否について以下検討する。

イ 実施機関は、本件請求対象文書の存否自体が条例第7条第2号の規定により保護すべき情報に当たるため、条例第10条に該当すると決定しているため、当該情報の条例第7条第2号該当性について、以下判断する。

条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

なお、特定の個人を識別することができるかどうかの照合の対象となる「他の情報」には、仮に当該個人の同僚、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解される。

その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

ウ 本件開示請求は、学校の職員による不祥事の内容が分かる文書について、具体的に学校名を指定した上でなされたものである。

不祥事を起こした職員が存在する学校名が条例第 7 条第 2 号本文に該当するかどうか検討すると、それは氏名や生年月日のように誰でも特定の個人を直接識別できる情報ではない。しかし、不祥事を起こした職員が存在する学校名を明らかにした場合には、当該職員の同僚や当該学校の生徒であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報から、関係者であれば、不祥事を起こした職員を識別することができるものと認められる。

よって、不祥事を起こした職員が存在する学校名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

エ また、学校の職員による不祥事の内容が分かる文書について学校名を指定した開示請求が繰り返し探索的になされた場合に、仮に当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにすると、不祥事を起こした職員が存在する学校名が分かることになる。

よって、学校名を指定して職員による不祥事の内容が分かる文書について開示請求がなされた場合には、当該文書が存在するか否かを答えるだけで、不祥事を起こした職員が存在する学校名を明らかにすることになり、条例第 7 条第 2 号本文の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものを開示することと同様の結果となることから、同号ただし書イからニまでの情報に該当しない限り、存否応答拒否をせざるを得ないものと考えられる。

オ 前記ウ及びエを踏まえ、本件開示請求について以下検討する。

本件請求対象文書の存否を答えることにより、A 高校及び B 小学校に不祥事を起こした職員が存在するか否かという情報（以下「本件存否情報」という。）が明らかになるが、前記ウ及びエで述べたとおり、本件存否情報は条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

本件存否情報は、仮に不祥事を起こした職員が存在するとしても実施機関の定める「懲戒処分公表基準」に基づき公表しないこととされた案件に係るものであり、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、条例第 7 条第 2 号ただし書イには該当しない。

ところで、文書 2 の開示請求には「2017 年 7 月 19 日報道含む」と記

載されており、当審査会において実施機関から提出された平成 29 年 7 月 19 日付けの新聞記事を見分したところ、警察が B 小学校の職員を逮捕したが、本人は否認している旨が記載されていた。文書 2 の開示請求は B 小学校の職員による不祥事の内容が分かる文書を求めるものであるところ、学校の職員が容疑者として逮捕されたからといって、県教育委員会又は市教育委員会が不祥事として取り扱うかどうかは不明であり、また、不祥事として取り扱うこととなったとしても、被害者のプライバシー等の権利利益を侵害することのないよう、公にしないこととする可能性も考えられる。したがって、職員の逮捕という情報と職員の不祥事という情報とは必ずしも同一の情報ではなく、警察の発表を受けた報道により B 小学校の職員が逮捕されたという情報が公にされたことをもって、B 小学校において不祥事を起こした職員が存在するという情報が慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に当たるとは認められないことから、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。

A 高校及び B 小学校において職員の不祥事があった場合には、たとえ不祥事の内容に当該職員の職務に関係する部分が含まれる場合であっても、不祥事を起こしたことは個人としての評価にも係る私的側面を有する情報であり、当該職員の職務の遂行に係る情報ではないため、本件存否情報は条例第 7 条第 2 号ただし書ハに該当しない。さらに、本件存否情報が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、本件存否情報は、条例第 7 条第 2 号の不開示情報に該当する。

カ 以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、不開示情報を開示することと同様の結果となることから、実施機関が条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことについての適否に関しては、前記(2)で述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

文書1 2016～以降

〇〇校から職員の不祥事についての報告書わかるもの（2016年11月報道されたものも含む）

文書2 2017年

〇〇市立〇〇小に関する職員の不祥事報告書わかるもの（2017年7月19日報道含む）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 4. 6	諮問（弁明書の写しを添付）
30. 5. 9	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30. 6. 26 (第552回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
30. 7. 25 (第554回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
30. 9. 10 (第556回審査会)	審議
30. 10. 5	答申

答申第 877 号

諮問第 1557 号

件名：非違行為に関する速報等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分のうち審査請求の対象となった部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 10 月 13 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 26 日付けで行った一部開示決定の取消しを求める（生年月日を除く。）というものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。処分庁の、開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由は、行政文書一部開示決定通知書に記載されている。

処分庁が、開示した文書には、学校名、校長名が明らかにされていた。また、当該教員の職、養護教諭ということが明らかにされている。さらに年齢も明らかにされている。

審査請求人は、生年月日の、開示は求めない。

処分庁が、一部開示で、明らかにしている、学校名、及び養護教諭、ということと、2016（平成 28）・2017（平成 29）年度の特定の小学校の学校経営案から、職員氏名が明らかになる。

本件請求では、少なくとも、職員氏名は、黒塗りにする理由にはならない。また 6 か月の停職処分ということからすると、氏名の公表は避けられないといえる。同日発表の、戒告処分を受けた、職員の氏名は明らかにされている。その他の内容については、具体的な、処分庁の説明を見て反論する。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 弁明書は行政文書一部開示決定通知書にある、処分庁が開示しないとした理由等について、記載してあるに過ぎないといえる。
- (イ) また、開示しないこと、およびその内容について、再度記述しているといえる。
- (ウ) また、開示しないことの根拠として引用されている、条例について、その条例に該当する、しないという判断等の説明について、行政文書一部開示決定通知書の、開示しないとしている理由の範囲内としか言いようがない。
- (エ) あえて、処分庁の新しい主張とするなら、弁明書の「審査請求人の主張について」であるが、事実誤認もはなはだしい。あえて、誤った解釈により、事実を捻じ曲げて、請求人の主張を「氏名が明らかになっているということとはできない」という主張を処分庁はしている。
- (オ) 休暇等に関する情報に関して、処分庁は、自ら公開したことについての言い訳をしている。
- 確かに、職務中の非違行為であったのかどうかということを含めて、公表するとなると、休暇等についても一緒に公開することになるといえる。
- あえて、名前を公表しないことを前提として、公開しているということの、主旨が理解できない。請求人の、求めるものは、情報は、原則公開すべきである。
- (カ) なお、弁明書の「審査請求人に既に全部を開示しているところである。」という記載について、具体的には、何を云いたいのか理解できないということ、述べておく。できるなら再度説明を求めるものである。
- (キ) 処分庁が、「氏名は明らかにしていない」ということについて、審査請求人の、説明が不足していたかも知れないが、学校経営案（公表されている）、および、今回公表された、学校名、養護教諭、ということから、明らかになる、ということである。審査請求書を読んでもらえたら、理解できたといえる。
- (ク) 個人に関する情報ということなら、職務中でないことなら、すべて公開しないということになる。まず処分をされた、職員の関係者、もしくは勤務している関係者は、処分庁によって公開された段階で知られることになる。処分庁は、自らの主張と矛盾することを述べているといえる。
- (ケ) 開示しないこと理由、個人の権利利益を害するということについて、具体的に、どのような権利利益を害するのか、説明がなされることが求められる。処分庁が一部でも開示しないということなら説明責

任は処分庁にあるからである。

害するとする、具体的説明がないと反論も、理解もできないということである。同様に支障を及ぼすおそれがあるということについても説明がなされていない。

(ロ) 権利、競争上…利益を害するということについても、説明が不明である。その説明がないと反論もできないし、説明責任は処分庁にある。

説明がなされないままの、(一部も)不開示は違法である。

(ハ) 別件ではあるが、生年月日については、なぜ記載しているのか(されているのか)理解できない。情報公開法、の趣旨、および、まさに、個人情報保護という視点からも、再考をしてもらいたいということを述べておく。

(ニ) 審査請求人の主張に対して、処分庁は、明確に説明をする義務があるということ認識して、再度弁明されることを求めるものである。自らの言い訳ともとられる弁明でなく、開示請求者の疑問に応えるという視点での弁明を求めるものである。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

これは、事案が職員の万引きで、この人は、小学校の養護教諭と書いてあったと記憶している。そこまで書いてあって、さらにその人の事情も開示の中身では若干書いてあったような気がしている。この年齢でそれほど高くないものを、出産休暇中と書いてあるので、そういう人がこの行為を行ったということは、勝手に判断したのだが、もしかして精神的に不安定であったのではないだろうかと思っている。

この人の場合、なぜこんなに学校名や養護教諭というようなものまで公表したのだろうかということを非常に疑問に思っている。

本件については、本当は一切不開示でなければいけなかったのではないのかというようなことを、公開請求をしている側として反するわけだが、思った。

精神的状況が不安定であったという場合は、行政として公表できることなのかということを最初に言いたい。

学校名が分かって、職名も分かっている。これは他の職、教諭だったら、教諭で産休ということであれば、若干絞り方が難しいが、学校と養護教諭と万引きが公表されたら、知っている人はすぐ分かると思う。例えば学校の関係者、保護者、生徒、それらにはある程度は分かると思う。なぜかというと、年度初めに校長がその学校の人事について保護者が来ている前で、多分口頭で紹介しているからである。そうすれば、私には公開しないと言うが、一応事実としては公開されている。

そうすると、養護教諭、高校は二人いる場合もあるかもしれないけど、

大体一人だと思っているが、それからしたら、ほぼ自分が知られたくない学校・地域、それぞれの人たちに全て分かってしまうので、日頃処分庁が本人の利益にどうのこうのというふうに強調することに関して、全く反することだということも言える。ただ知りたいから教えろというように請求者の側が言っても、この人は知られて、あそこの人かとか、あの先生かとか、あの子供の母親だとか、そういうのがしばらく続いていくことになるということを思うと、冒頭で言ったように、これは取って金もうけしようという確信犯ではないと思ったので、公開してよかったのかというようなことを思っている。

しかし、公開されている部分からすれば、分かることをなぜ隠すのかということ、最初の意見と反することであるが、手続的な面で申し上げる。

だから、どのような処分だとどう公開するという基準があると聞いてはいるが、今回なぜ、学校名や養護教諭というふうに書かれれば本人が特定できるので、そういうのを出したのだろうか。誰がこの判断をしたのかというようなことを思っているし、それを受け継いで今回の情報公開請求に対して出された文書を見ていると、あえてこういうふうに出されていることに対して疑問を持たざるを得ない。

だから、なぜそうなったかということ、条例、内部規程等の内容に関して、矛盾というのか、未整備の部分があって、このような形の一部公開がなされたのではないのか。どこに立って、何をどうするのが明らかになされない以上は、行政文書は全て公開原則にしてほしいということと言わざるを得ない。もしそれが嫌だということになれば、行政が作成する文書及び記者発表等をするときには、公表とはどういうことかということと、自分たちが作成する文書の関連性をきちとした上で、そういう見直しをした上で、今後は対応してほしいと思っている。それがなければ情報公開を請求する側は、公開を優先してほしいと言わざるを得ないし、今回のような矛盾が出てくるし、今回の件では養護教諭の名前が公開されたも等しい状態だと認識している。それでも、なおかつ、公開してもらった方がいいのか、してもらわない方がいいのか、悩めるところである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 29 年 10 月 12 日付けで県教育委員会が懲戒処分とした職員（以下「A 職員」という。）の非違行為について、県教育委員会が作成又は取得した文書であって、その一部を不開示としたものである。

ア 文書1「非違行為に関する速報（平成29年8月21日付け）」

当該文書は、発生した非違行為について、A職員の所属校の校長及び教頭が速やかに事実関係を調査し、その内容を集約した上で市教育委員会に報告し、市教育委員会が県教育委員会教育事務所（以下「県教育事務所」という。）を経由し、県教育委員会に提出したものである。

当該文書には、A職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、作成者、非違行為の内容等が記載されている。

イ 文書2「教員の非違行為について（報告）（平成29年9月4日付け）」

当該文書は、非違行為に関する速報を提出した後、A職員の所属の校長が改めて調査した事実関係を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、市教育委員会に報告し、市教育委員会が県教育事務所を経由し、県教育委員会に提出したものであり、県教育事務所長、市教育委員会及び小学校長からの送付文、非違行為報告書、A職員の申立書並びに校長の意見書で構成されている。

当該文書のうち、非違行為報告書には、作成者、A職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、発生場所、概要（A職員の家族等に関する情報を含む。）、相手の状況及び事後措置が、A職員の申立書には、A職員の申立てが、校長の意見書には、校長の所属、氏名及び印影、校長の意見等が記載されている。

ウ 文書3「審査表（平成29年9月25日付け）」

当該文書は、処分の審査に当たり、県教育委員会の人事考査委員会で審査された内容について、審査表として作成したものである。

当該文書には、事案の種別、発生年月日、発生場所、審査対象者の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、事件の概要、規律違反と認められる内容、事務局処分案、人事考査委員会の所見等が記載されている。

エ 文書4「教員の処分について（平成29年10月6日起案）」

当該文書は、県教育委員会の職員がA職員の処分内容を決定するために起案したものであり、起案文、辞令案、処分事由説明書案、県教育事務所長宛て通知案、県教育事務所長からの副申、市教育委員会からの内申及び市教育委員会の意見書で構成されている。

当該文書のうち、起案文には起案者氏名、題名、決裁者等の印、伺い文等が、辞令案にはA職員の所属、職名及び氏名、発令事項等が、処分事由説明書案にはA職員の所属、職名及び氏名、処分内容、処分理由等が、通知案には標題、通知内容等が、副申には標題、県教育事務所長の意見等が、内申には標題、A職員の所属、職名及び氏名、市教育委員会が適当と考える処分内容等が、市教育委員会の意見書にはA職員の所属、職名及び氏名、市教育委員会の意見等が記載されている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

審査請求人は、審査請求書において、「生年月日以外は、全面的に公開するとの裁決を求める。」と記載しているため、A職員及び校長の生年月日を除いた部分について、不開示とした理由を述べる。

ア 本件事案は、A職員による万引き事案で、県教育委員会が定める「懲戒処分の公表基準」に基づき、A職員の所属名、職名等を公表したものである。なお、当該基準により、免職、停職、減給及び戒告の懲戒処分を行ったときには、原則として所属名、職名・職級、年齢・性別、処分内容、処分理由及び処分年月日を公表することとしている。

本件行政文書のうち、今回開示しないこととしたA職員の氏名及びA職員の家族等に関する情報（以下「A職員の氏名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

イ A職員の申立書及び校長の意見（以下「申立書等」という。）には、個人の心情等が詳細に記載されており、個人の人格的な権利侵害等に関する情報が含まれることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ A職員の氏名等及び申立書等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないため、同号ただし書イには該当しない。

また、被処分者であるA職員は公務員であるが、処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。よって、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、条例第7条第2号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

エ 以上のことから、A職員の氏名等及び申立書等は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

ア スーパーの名称及び住所は、開示することになると万引きという犯罪行為が行われたスーパーであることが分かってしまい、不適切な印象を

与えるおそれがある。よって、公にすることにより健全で適正な事業活動の自由が損なわれるおそれがあり、ひいては正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第3号イに該当する。

また、今回不開示としたスーパーの名称及び住所は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当しないため、条例第7条第3号ただし書には該当しない。

イ したがって、スーパーの名称及び住所は、条例第7条第3号イに該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 申立書等は、県教育委員会の任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報であり、処分経過が分かる内容が記載された部分、県教育事務所長の意見及び市教育委員会の意見（以下「処分経過が分かる内容が記載された部分等」という。）は、処分内容を決定するための審議、検討に関する情報であって、これらを公にすることが前提となれば、関係者は率直な意見を述べることを躊躇し、作成者も開示されることを意識した記述をするおそれがある。

よって、これらを公にすれば、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以上のことから、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分等は、条例第7条第6号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、審査請求書において、「学校経営案から、職員氏名が明らかになる。」と氏名を公表すべき旨の主張をしている。

確かに市町村立小中学校等では、学校ごとに学校経営案という文書を作成している。

しかし、学校経営案は、校長がその年度の学校経営の計画を教職員に示すために作成するものであり、外部への公表を目的とするものではない上、学校経営案には当該年度における5月1日時点の状況が記載されているにすぎず、非違行為が発生した日時点における市町村立小中学校の事実関係を正確に反映しているとはいえないことから、学校経営案の記載によって、氏名が明らかになっているということとはできない。

イ さらに、本件事案については県教育委員会が平成29年10月12日付けで記者発表を行っている事案であり、その中で、A職員の状況について、氏名を公にしないことを前提として「(当時：産休中、現在：育休中)」として休暇等に関する情報を公表している。

誰がいつどのような休暇を取得した、という職員の休暇等に関する情

報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第7条第2号本文に該当する情報である。

A 職員の氏名を公にすると、記者発表資料と照合することにより、A 職員の個人に関する情報である休暇等に関する情報も公にしてしまうことになる。

なお、平成29年10月12日付け記者発表の文書については、本件開示請求に対して別途行った開示決定処分（平成29年10月26日付け29教職第679-1号）により審査請求人に既に全部を開示しているところである。

ウ また、審査請求書において、「同日発表の、戒告処分を受けた、職員の氏名は明らかにされている。」とも主張している。しかし、平成29年10月12日付け記者発表の文書において、戒告となった職員について、職名は明らかにしているが、氏名は明らかにしていない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、A 職員の非違行為について、県教育委員会が作成又は取得した文書である。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、その構成及び内訳は別表の1欄及び2欄に掲げるとおりであり、その記載内容は前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の3欄に掲げる部分を同欄に掲げるとおり条例第7条第2号、第3号イ及び第6号に該当するとして不開示としている。

なお、審査請求人は、審査請求の趣旨として、生年月日以外の開示を求める旨を主張している。したがって、本件審査請求の対象となる部分は、別表の3欄に掲げる部分のうちA職員及び校長の生年月日以外の部分、す

なわち A 職員の氏名等、申立書等、スーパーの名称及び住所並びに処分経過が分かる内容が記載された部分等であると解されることから、以下、これらの部分の不開示情報該当性について判断する。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分等を公にすることになれば、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇^{ちゅうちよ}したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなったり、どのような事実を規律違反行為として認定したか判明することにより処分の決定過程が判明したりするおそれがある。その結果、県教育委員会における審議、検討等に支障を及ぼしたり、不当な影響を与えるおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分等は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、A 職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、A 職員の氏名等に

は、A 職員の氏名及び家族の状況が分かる内容が記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

また、申立書等には、A 職員自身の心情、非違行為の事実経過等が詳細に記載されており、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、A 職員の氏名等及び申立書等は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ(ア) 条例第 7 条第 2 号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には、積極的に公表が行われる場合のほか、県民等の求めに応じて提供する取扱いがされている場合を含むと解される。

当審査会において実施機関から提出された A 職員の処分に係る記者発表資料を見分したところ、実施機関が定める「懲戒処分の公表基準」にのっとり、所属名、職名、処分内容、処分理由及び処分年月日については公表されているが、A 職員の氏名については公表されていないことが認められた。

A 職員の氏名について、実施機関は公表しておらず、また、県民等の求めに応じて提供する取扱いも認められないことから、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。

また、A 職員の家族等に関する情報及び申立書等についても、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。

したがって、A 職員の氏名等及び申立書等は、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。

(イ) また、A 職員は公務員であるが、処分を受けたことは、A 職員の職務の遂行に係る情報とは認められない。校長の意見については、A 職員の非違行為についての意見であり、A 職員の個人に関する情報であると認められ、A 職員の職務の遂行に係る情報とは認められない。したがって、A 職員の氏名等及び申立書等は、同号ただし書ハには該当しない。

さらに、A 職員の氏名等及び申立書等が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上により、A 職員の氏名等及び申立書等は、条例第 7 条第 2 号に該

当する。

オ 処分経過が分かる内容が記載された部分等は、前記(3)で述べたとおり、条例第7条第6号に該当することから、同条第2号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(5) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方にに基づき、スーパーの名称及び住所が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ スーパーの名称及び住所を公にした場合には、万引きという犯罪行為が行われたスーパーであることが明らかになり、そのことは通常、スーパーが公にすることのない情報であると認められることから、当該スーパーの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、スーパーの名称及び住所は、条例第7条第3号イに該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、学校名、職及び年齢が明らかにされており、所属校の学校経営案からA職員の氏名が明らかになると主張している。

しかしながら、A職員の氏名は、前記(4)で既に述べたように、実施機関は公表しておらず、また、県民等の求めに応じて提供する取扱いも認められないことから、条例第7条第2号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当せず、同号の不開示情報に該当するものである。

イ 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)から(5)までにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書	2 内訳	3 実施機関が開示しないこととした部分及びその根拠規定	
文書1 非違行為に関する速報(平成29年8月21日付け)		・A 職員の氏名及び生年月日	第7条第2号
		・スーパーの名称及び住所	第7条第3号イ
文書2 教員の非違行為について(報告)(平成29年9月4日付け)	教員の非違行為について(報告)(尾張教育事務所長送付文)	なし	
	非違行為について(報告)(春日井市教育委員会送付文)	なし	
	教職員の非違行為について(報告)(小学校長送付文)	なし	
	非違行為報告書	・A 職員の氏名及び生年月日 ・A 職員の家族等に関する情報	第7条第2号
		・スーパーの名称及び住所	第7条第3号イ
	A 職員の申立書	全て	第7条第2号及び第6号
校長の意見書	・校長の意見	第7条第2号及び第6号	
文書3 審査表(平成29年9月25日付け)		・A 職員の氏名及び生年月日 ・校長の生年月日	第7条第2号
		・スーパーの名称及び住所	第7条第3号イ
		・処分経過が分かる内容が記載された部分	第7条第2号及び第6号
文書4 教員の処分について(平成29年10月6日起案)	起案文	・処分経過が分かる内容が記載された部分	第7条第2号及び第6号
	辞令案	・A 職員の氏名	第7条第2号

	処分事由説明書案	・ A 職員の氏名	第 7 条第 2 号
		・ スーパーの名称	第 7 条第 3 号イ
	教員の処分について (通知) 案	・ A 職員の氏名	第 7 条第 2 号
	教員の処分について (副申) (尾張教育 事務所長送付文)	・ 県教育事務所長の 意見	第 7 条第 2 号及 び第 6 号
	教員の処分について (内申) (春日井市 教育委員会送付文)	・ A 職員の氏名	第 7 条第 2 号
		・ 市教育委員会の意 見	第 7 条第 2 号及 び第 6 号
	意見書	・ A 職員の氏名	第 7 条第 2 号
		・ 市教育委員会の意 見	第 7 条第 2 号及 び第 6 号

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 5. 7	諮問 (弁明書の写しを添付)
30. 6. 11	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30. 6. 26 (第 552 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
30. 7. 25 (第 554 回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
30. 9. 10 (第 556 回審査会)	審議
30. 10. 5	答申

答申第 878 号

諮問第 1560 号

件名：平成 28 年度第 2 回学力向上推進委員会会議資料の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、「平成 28 年度第 2 回学力向上推進委員会会議資料」（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、特定の市の全国学力・学習状況調査の結果とその変容を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 5 月 12 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 25 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

ア 学力向上推進委員会は、その設置要綱によれば、「県内の小・中学校において実施されている全国学力・学習状況調査の結果を分析し、授業等の改善の方向性を協議し、今後の県の教育施策に資する。」（第 1 条）ことを目的とするものである。

イ 2016 年度、学力向上推進委員会に参加した自治体が特定の市を含む 2 市である。

ウ 学力向上推進委員会は、端的に言えば、全国学力・学習状況調査の結果をベースにし、それらの自治体で行われる学力向上実践を支援し、得られた知見を全県の小中学校の実践に反映したい、との考えのようである。

エ 不開示部分は、「算数の授業で問題の解き方や考え方が分かるようにノートを書いていますか。」等の問いに、子どもたちが、「1 している
2

どちらかといえばしている 3 あまりしていない 4 全くしていない」という選択肢から選択した割合が記載されているものと思われる。これを開示することが、「学習指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすお

- それがある」という。まったく、理解できない。
- オ 公教育である。いかなる実践を行い、その結果はどのようになったのか。説明責任がある。ましてや、県教育委員会が「今後の県の教育施策に資する」というのである。対象となった自治体が、どのような教育実践により、どのような成果を上げたのか明らかにすればこそ、他の小中学校の教育実践に参考になるのである。明らかにしない姿勢こそ、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」のである。
- カ 学力向上推進委員会に特定の市が提出した「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に係る調査研究事業の取組状況について」に記載されている、「算数 B を除いて全国の平均正答率を下回っている。」「…肯定的に答えている児童は、全国に比べて低い。」等の記載が開示され、他方本件不開示部分が、「学習指導事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」として不開示とされる理由が理解できない。県教育委員会は「平均正答率を下回っている」などという漠然とした表記が開示してよいが、数値は開示しない、という考えのようであるが、漠然とした表記は、市民の疑念を大きくするだけである。市民に対し事実を開示し、そこに看過できない問題があれば、学校は、新たな教育実践に取り組み、結果を報告する。もちろん良い結果を来たさない場合もあるだろう。それも含め事実を開示する。それが、他の小中学校の教育実践に反映するのである。事実を明らかにしない教育実践など信頼できないし、それを是認したまま議論を進める学力向上推進委員会も信頼できないものとなる。
- キ 以上、本件不開示は、条例第 7 条第 6 号に該当するものではない。よって、開示を求める。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 29 年 2 月 14 日に開催された平成 28 年度第 2 回学力向上推進委員会の会議資料である。学力向上推進委員会は、県内の小・中学校において実施されている全国学力・学習状況調査の結果を分析し、授業等の改善の方向性を協議し、今後の県の教育施策に資することを設置の趣旨としている。平成 28 年度は、平成 28 年 11 月及び平成 29 年 2 月の 2 回開催しており、全国学力・学習状況調査の愛知県の結果概要の報告、県の学力向上に向けた取組等についての報告又は協議、研究推進地区の取組についての協議等を行った。なお、学力向上推進委員会の会議は、非公開である。

本件行政文書は、次第、資料及び別冊資料から構成されている。

次第には表題、日時、会場等が記載されている。資料は、別表の 2 欄に掲げる資料 1 から資料 3 までで構成されており、資料名は同欄に掲げるとおりである。

また、別冊資料は、別表の 2 欄に掲げる別冊資料 1 から別冊資料 4 までで構成されており、資料名は同欄に掲げるとおりである。

このうち不開示とした部分は、別表の 2 欄に掲げる別冊資料 4 である「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に係る調査研究事業の取組状況について」に記載されている特定の市の全国学力・学習状況調査の結果とその変容である。当該部分には、特定の市において、平成 28 年 4 月に実施した全国学力・学習状況調査のうち、児童生徒に対する質問紙調査の特定の市立 A 校の結果（以下「質問紙調査結果」という。）及び全国学力・学習状況調査の実施後、特定の市立 A 校が児童生徒の学習への取組の改善を行った上で、同年 12 月に同じ質問内容で再度独自に調査した結果（以下「独自調査結果」という。）が記載されている。

なお、質問紙調査とは、全国学力・学習状況調査において教科に関する調査（学力の調査）と併せて行われる学習状況の調査であり、調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問を行うものである。質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析が調査結果として示される。

(2) 全国学力・学習状況調査の結果の公表の状況について

全国学力・学習状況調査は、国が作成した全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「実施要領」という。）に従い実施されるものである。この実施要領では、全国学力・学習状況調査の結果の取扱いに関する配慮事項を示した上で教育委員会及び学校による調査結果の公表に係る手続等について定めており、具体的には、「都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなど鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。」とし、「域内の市町村の状況及び市町村教育委員会が設置管理する学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、…当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことは可能であること。」としている。

また、国は、全国学力・学習状況調査について、国全体（国・公・私立学校全体の状況及び国・公・私立学校別の状況）、都道府県ごと（公立学校全体の状況）、地域の規模に応じたまとまりごと（「大都市」（政令指定都市及び東京 23 区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における公立学校全体の状況）の調査結果は公表している。しかし、市町村別及び学校別の調査結果は公表していない。その理

由として、実施要領において「これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 6 号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。」としており、さらに、各教育委員会においても、前記を参考にそれぞれの情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、適切に対応する必要があることとしている。

(3) 不開示部分を開示することの弊害について

ア 質問紙調査結果について

全国学力・学習状況調査の調査結果の公表について、市町村教育委員会は、都道府県教育委員会が域内の市町村の状況について、市町村教育委員会の同意がない限り、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名を特定することが可能な方法による公表を含む。）を行うことはしないという実施要領の規定を前提として、全国学力・学習状況調査に参加している。

同意のないまま、全国学力・学習状況調査の調査結果を開示することは、実施要領に反した一方的なものであり、県教育委員会と市町村教育委員会との信頼関係を損なうものである。

この点については、平成 28 年 9 月 7 日付けで県教育委員会が市町村教育委員会に対して実施した「全国学力・学習状況調査の調査結果に対する本県への開示請求の取扱いについて」において、「県教育委員会が開示した場合、次回からの調査に参加しかねる部分」について、不開示部分として回答するよう依頼したところ、それぞれ不開示の箇所は異なるものの、県内全ての市町村が「不開示部分あり」で回答をしている。特定の市については、教科に関する調査結果並びに児童生徒に対する質問紙調査及び学校に対する質問紙調査の結果を不開示にする意向を示しており、その理由として、児童への心情への影響が心配されることや保護者や地域住民の心情への影響が心配されることを挙げている。

なお、当該調査において、児童生徒に対する質問紙調査について不開示にする意向を示しているのは、特定の市を含め 53 市町村中 23 市町村である。

また、特定の市は、教育委員会定例会において「平成 28 年度全国学力・学習状況調査について」を議案とし、校長会議での市内小中学校長の調査結果は公表しないという意見等を踏まえ、全国学力・学習状況調査の結果は公表しないことを採決している。

今回の決定を行うに当たって、本件不開示部分のうち、質問紙調査結果について、特定の市の意向を改めて確認したところ、不開示とすべきであるとのことであった。

本件不開示部分のうち、質問紙調査結果を公開することになると、児童の授業における取組が数値で表されたものが公になることになる。また、質問ごとに、学力の維持・向上の観点から、望ましいであろう取組がどれくらいできているかが把握できることとなる。結果として、望ましいであろう取組ができていない、又は取り組めるよう学校での指導ができていないことについて、児童や学校への評価や批判につながり、それらが児童の回答の傾向に影響を与え、正確な情報が得られない可能性が高くなり、本件調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

前述したとおり、調査結果の公表は当該市町村の同意を前提としていることから、その意向に反して開示することは実施要領に定められた取扱いに反するものである。また、仮にその意向に反して調査の参加主体でもない県が一方的な判断で開示をすれば、特定の市は、次回からの全国学力・学習状況調査への参加を見送ることが考えられる。

さらに、特定の市以外の市町村においても、前記のとおり平成 28 年 9 月 7 日付けで県教育委員会が市町村教育委員会に対して実施した調査において多くの市町村教育委員会が不開示の意向を示しているにもかかわらず、県の一方的な判断で、開示をしてしまうということになれば、多くの市町村が次回からの全国学力・学習状況調査への参加を見送るおそれがある。そして、多くの市町村が全国学力・学習状況調査に参加しない事態となれば、全国学力・学習状況調査の目的を達することは困難となり、学習指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるということができる。

イ 独自調査結果について

また、本件不開示部分のうち、独自調査結果についても、特定の市の教育委員会からは、同様に不開示とすべきとの意向が示されており、その意向に反して開示すれば、県教育委員会と市町村教育委員会の信頼関係を損ない、今後、学力向上推進委員会に係る資料として、市町村教育委員会が、有用な情報を提供しなくなるおそれがあり、また、前記アで述べたことと同様に、児童の回答の傾向に影響を与え、正確な情報が得られない可能性が高くなることから、学習指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるということができる。

ウ 以上のことから、特定の市の全国学力・学習状況調査の結果とその変容は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 29 年 2 月 14 日に開催された平成 28 年度第 2 回学力向上推進委員会の会議資料であり、当審査会において本件行政文書を見分したところ、その内容は前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、特定の市の全国学力・学習状況調査の結果とその変容を条例第 7 条第 6 号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件不開示部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、特定の市の全国学力・学習状況調査の結果とその変容として実施機関が不開示とした部分には、開示された部分に「A 校」と記載された上で、当該 A 校の児童の回答状況として質問紙調査結果及び独自調査結果が記載されていることが認められた。

(ア) 質問紙調査結果について

当審査会において実施機関から提出された実施要領を見分したところ、全国学力・学習状況調査の調査結果について、質問紙調査と教科に関する調査とでは実施要領上の区別がされていないことが認められ、また、市町村教育委員会の同意があった場合には学校名を明らかにした学校単位の結果を公表できる旨が記載されており、学校単位での結果の公表は市町村教育委員会の同意を前提としていることが認められ

た。

なお、本件行政文書には「A 校」と記載されているに過ぎないことから、直ちに学校名を明らかにした学校単位の結果の公表に当たるとはいえないものの、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、特定の市において全国学力・学習状況調査の後に再度独自の調査を実施した学校は当該 A 校の 1 校だけであるとのことであり、本件行政文書に記載された「A 校」がどの学校であるかを特定することは可能であると考えられる。

よって、質問紙調査結果は、実施要領の定めによれば、開示するためには特定の市の教育委員会の同意が必要であると解される。

実施機関によれば、県教育委員会が市町村教育委員会宛てに照会した「全国学力・学習状況調査の調査結果に対する本県への開示請求の取扱いについて」において、「県教育委員会が開示した場合、次回からの調査に参加しかねる部分」について、不開示部分として回答するよう依頼したところ、質問紙調査の結果については、特定の市を含む 23 市町村から不開示部分として回答があったとのことである。

当審査会において、実施機関から提出された当該照会及びそれに対する回答の文書を見分したところ、特定の市の教育委員会は質問紙調査の結果を不開示部分として回答していることが認められた。また、当該照会の文書には、開示した場合には次回からの調査に参加しかねる部分を不開示部分として回答するよう明記されていることが認められた。

以上のことから、仮に質問紙調査結果を開示すると、特定の市を始めとする各市町村教育委員会との信頼関係を損ない、次回からの全国学力・学習状況調査への参加を見送る市町村が生じるおそれがあり、学習指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(イ) 独自調査結果について

独自調査結果については、全国学力・学習状況調査とは異なり、特定の市が独自で実施した調査ではあるものの、その内容は質問紙調査と同様であるので、質問紙調査結果を開示した場合と同じく、学習指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ したがって、特定の市の全国学力・学習状況調査の結果とその変容は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分	
平成 28 年度第 2 回学力向上推進委員会会議資料	次第	なし	
	資料	資料 1 学力向上に向けた課題研修会等の実施状況	なし
		資料 2 「愛知県版結果分析プログラム 2016」の概要	なし
		資料 3 学力向上推進委員会委員等名簿	なし
	別冊資料	別冊資料 1 平成 28 年度全国学力・学習状況調査 学力・学習状況の充実に向けたガイドライン ～愛知県の子供たちの学力向上に向けて～	なし
		別冊資料 2 平成 28 年度全国学力・学習状況調査 学力・学習状況充実プラン【小学校版】	なし
		別冊資料 3 平成 28 年度全国学力・学習状況調査 学力・学習状況充実プラン【中学校版】	なし
		別冊資料 4 学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に係る調査研究事業の取組状況について	特定の市の全国学力・学習状況調査の結果とその変容

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 5. 28	諮問 (弁明書の写しを添付)
30. 8. 21 (第555回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30. 9. 27 (第557回審査会)	審議
30. 10. 16	答申

答申第 879 号

諮問第 1556 号

件名：文部科学省への回答の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、「文部科学省への回答」（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、個人の氏名、所属する学校名、その他特定の個人を識別できる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 1 月 5 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 17 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

文書で、「黒塗り」されている部分は、教育委員会名、教育長名、学校名、校長名、教諭名、管理主事の所属名、管理主事名、指導主事の所属、指導主事名、私立校名、等である。

開示しないことの理由として、処分庁が「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」ということを述べている。しかしながら、職務に関する事での事案であり、不開示にする理由にはならない。本件に関するような場合、個人に、物は送らないということである。

開示された資料をまとめると、「恣意的発言はしていない…記録から確認済み」ということから、資料からすると、会社から、一方的に送られてきたが、見返りのための働きかけはしていないということが、明らかになっている。

さらに、すぐに引き取ってもらったり、その後、返金等がなされているということである。

これらの経過等からすると、処分庁において、該当する職員の、所属、名前などを黒塗りにする理由はない。

逆に、開示しないことが（黒塗り）憶測、風評を呼び、該当職員も含め、信頼失墜につながるようになるといえる。ある意味、物を送られた職員等はまき込まれた、言い過ぎかもしれないが、被害者でもあるといえる。何かをかくしているのではないかという、（一部を開示しないことは）疑問をもたれるような対応に、理解に苦しむ。

黒塗りにすることに、何かあるのではないかという疑いと、疑問をもつ。

李下に冠、のたとえもあるので、処分庁が自らを含め、戒めるためにも、本件内容について、すべてを公表して、自らの身の潔白を明らかにすることが処分庁として、文科省も含め、教育行政に対する信頼回復のためにも、早急な取り組みが求められているといえる状況である。

これからの処分庁、県、として職員の不祥事への取り組みは、緊急の課題である。

足元の事案からの、取り組みが求められているということなのに、本件が、なぜ、黒塗りになるのか、理解できない。

黒塗りが取れたら、当事者からしたら身の潔白がさらに、明らかにする。そのほかの職員等からすると、まっさらであったということが明らかになる。

処分庁に対しては、当然のことは行ったということで信頼を得ることである。不利益等ないといえる時に黒塗りはあり得ないということである。

もし、処分庁が一部を開示できないとするなら、それぞれ一部開示されない部分についての具体的な理由を説明する義務がある。説明なき一方的黒塗りは違法である。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 本件、請求内容は、重大事件である。

弁明書は「贈答品を受け取ったとされる…」とあるがまさに贈答品を受け取っていた。ということである。事実認定があいまい（されるとある）であると、不開示にされている内容に対して、公務員の個人情報というような、表現によって、処分庁は不開示理由にする。しかしながら、不開示理由にはならない。本件審査請求によって、求めているものは公務員の職務に関する、事実関係であり、個人に関する情報という言い逃れは許されない。

職務上、関係しているから送られてきたということである。もし職務上関係ないというなら即刻返却すべきでなかったといえる。しかしながら受け取っていたということは（何年もしてから問題になったから返却したということは、受け取っていたことの不適正を認め、不適

正がなかったことにしているということになる)職務上に関係していることを認識していたといえる。

- (イ) 贈答品を受け取った職員には、職務に関する事であり、説明責任があり身の潔白のために、自ら氏名等を公表すべき事案である。

弁明書の「採択に関与し得る…」か、どうかは、氏名等の開示を求める本件審査請求には直接影響しないし、関係しない。また、本件請求は、それ以前の問題であり、不適切行為についてであり、まさに「^り李下に冠を正さず」、ということからすれば、贈答品を受け取った職員は、全員が、その身の潔白を明らかにする義務と責任がある。もしくは何らかの弁明をする責任がある。

教科書選定に関しての疑惑、問題は、今に始まったわけではなく、これまで、何度か問題になったことは、周知されていることであり、問題防止のための、対応、対策は、これまで行われてきている。疑惑等がもたれたことで、その上での今回調査ということであるから、贈答の疑惑が起きたということだけでも大問題であることは明らかである。関係する事実関係、内容は、すべて開示されることは当然である。個人のこととして、不開示にする事こそ、問題であるし、処分庁が、一部でも不開示にすることは問題の隠ぺいに手を貸しているといわれても仕方のないことである。隠ぺい等の、疑惑をもたれることが本意でないとしたら、速やかに、開示すべきである。

- (ウ) 教育委員会、学校長等は、これまで、不祥事防止のための取り組みをしてきている。毎年、虚礼廃止等の呼びかけを職員にしてきている。あるべき姿に戻るということなら、自らが範を示すべきである。

一方で、校長、教育委員等が、贈答品を受け取っていたということは、理解に苦しむことであり、もしかして、虚礼廃止等、教科書選定に関して、判断能力等がなかったのかと疑問をもつ。職務責任として、自ら、事実関係を公表すべきことであった。

贈答品等が、きた時点で、公表すべきであったということである。それと並行して、返金(品)等を行うべきであった。3年分、4年分の金額を返金ということにはならなかったということである。公に問題になったから、返金ということは、大変残念な対応としか言いようがない。

示しが見つからない、ということでもある。本件は、今後の問題防止のためにも、氏名等の公開は、ぜひ必要である。公表しない理由が理解できない。氏名等を公表して、もし困ることがあったら明らかにすべきである。その説明なしの氏名の非開示は、不当である。

- (エ) 弁明書の「疑義を抱かせた者について、…サービス上の措置をしている」ということからしたら、「疑義を抱かせた者」に関しては、その

役職上の責任、さらに、職務上権限の問題でもあり、全面的に公表されるのが、求められる。

再度述べるが、なぜ公表されないのか理解できない。

例えば、教育長、校長というからには、その責任は、重いことは明らかであり、本来は自ら公表されるくらいの責任、見識等を備えた人であるといえる。事実関係を明らかにして、自らの責任を自らがとるということを定着させてほしい。

その最初が、今回の組織的ともいえる贈答事件に対する氏名等の公表であるといえる。

- (オ) 弁明書「特定の個人を識別することができる」ということが理解できない。教育長、校長の行動は、組織の代表であり、職務に関するその行動は、軽いものではないことは明らかである。

その職責に、そぐわない場合は、責められることは覚悟して、職務に当たっているといえる。

事件等があった時に、職責上、教育長、校長等が、責任等を取らない、もしくは、人任せ（処分庁の氏名等の非開示）というような姿勢は、許されない。今回は事件の当事者であることからすると、なおのことである。

- (カ) 今回の調査によって明らかになっていることからすると、年月日、H24.12（注 受け取った日？） 平成28年9月、3年分の金額を返金とある。

同様に、平成28年8月、9月がある。

受け取ってから、返金とされる日の間には、相当期間がある。それぞれが足並みをそろえたかのような動きをしている。残念ながら指摘されたから返した、組織的ともいえる対応である、というように理解した方が、妥当である。

返したから、贈答品を受けとったものが、問題ないと考えているのか、責任等を感じているのか、現段階では不明である。

教育長、校長等の立場の職員は、自らが事実関係を含め、公表等を判断する必要があるが、それ以前に、まずは公に問われる問題であると認識してもらいたい。今回の不開示部分については、公にしてもらいたいと思う開示者等に（視点に対して）その重大事件かどうかの判断を拒んでいるといえる。

行政内部で、判断するのでなく、公に問うということが求められることであり、処分庁が、隠すべきことではない。

- (キ) もし今回、氏名等を公表されることを、どうしても困るということで、公表しないとしたり、その理由を具体的に、してもらいたい。

条例等の条文だけを、羅列するようなことでなく、今後、教育長、

校長等として、具体的に、どのように不利益になるのか、職務の遂行にどのように困るのか、退職した人はどのように不利益になるのか、具体的にひとりひとりについて説明が求められることである。

特定の個人を識別する事ができる、とあるが、教育長、校長は個人ではないし、これまで、教育長、校長は、特定された教育委員会、学校の長として氏名と一体で明らかになっている。今更隠れることのできない立場であることは当事者が最も理解しているといえる。

また今回氏名等を開示しない理由が理解できない。

なぜなら文部科学省の調査には、氏名等が記載されたものが提出されているからである。個人を特定ということは、公権力に対する個人ということからすると、処分庁がすでに「個人を識別…」ということから、逸脱しているといえる。それでもなお「個人を識別…」ということの根拠も明らかにしてもらいたい。

(ク) 本件で審査請求人が、開示請求している文書は、重大事件であり、返金等の組織的ともいえる対応を考えると、個人のこと、職務外、などとは云っては^いられない事案であることは明らかである。また、文部科学省には報告済みの内容である。

氏名等の全面的な開示を求めるものである。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

大きな趣旨としては、本件については一切公開されるべきだと考えている。本人の名前とか当時の役職とかが明確にならなければ、何が起きたかという本質が見えてこないということになる。具体的に言うと、誰から誰へ何が動いたかということで、誰が利益を求めようとしたのか、誰が利益を受けていたのか、そういうことが明らかにならないということになる。だから、細部にわたって本件については公開されるべきだと思っている。

それから、事案自体が物品のやり取りである。日常でおごったの、おごられたのというようなことは、個人的な行為は容認されるべきものであるけど、本件については役職の人とか会社が起こした大きな事件だと思っている。動いた物は^大して動いていないように見えるけど、本質はすごいことだと思っている。

それから、本件に至る前後においては、県において不祥事の取組等が何度も行われてきている。そういうこと^の取組が本当に進んでいたかどうか、そういうこととの関連もあり、公開されるべきだと思っている。そうしなければ、こういうことが起きたときに、職員の名前とか勤務校を明らかにしなければ、ある意味隠蔽することが職員の職務になってしまう。開示請求者が出てきたら、そのために対応せざるを得ない。もう

全部明らかにしてしまえば、仕事が増えることもない。そういう意味では、本件について、今後こういうことが起きたら、一切公開するということがよいのではないかという試金石でもあると思っている。私としては、会社も役職者も含めて、物品に関する対応については厳密な意味での対応をする責任、責務があったと思っている。これを非公開にすれば、これからにもその影響はあるし、またこのようなことがあったら、言い過ぎかもしれないけど、職員が隠蔽に走ることが職務になってくる。これからのことを考えたら、やはり本件については公開されるべきだと思っている。このような弁明に当たる仕事、そのための前段階として書類の小さい文字を一つ一つ消していかないといけない仕事、これは二重の意味での負担を職員にかけていることになる。そういう意味では組織自体が職員の職務のことも考えて、それから実際に物を受け取ったという、軽いものではないことであるので、公開請求の条文や条例について、公開しない、黒塗りにするという部分があったら、それについて変えるべきではないか。今回もし非開示になったとしても、そういう先の見通しをしたものにしてほしいと思っている。

それから、今回会社はなぜ物を贈ってきたのかということを知りたい。なぜ贈るのか、受け取った側が足元を見られたのではないか、あそこの人たちは贈ってやらないと何か文句言いそう、喜んでくれるからよいのではないかというように、見透かされたことに対して、受け取った側は怒ってよいのではないか。それだけの気迫のない仕事をしているから残念である。何かなめられているのではないかという怒りを感じてほしいと思っている。会社は社会的な存在である。全国の教科書のそれぞれが何%かのシェアをもって教科書を作っている。そういう会社が自分たちの社会的使命に基づいた行動として、もし物を贈ることに走ったということだったら、これは改めてもらうためにも私たちの県の行政の職員に対して物を贈れば、職員は氏名等丸裸にしてしまうぐらいの強い判断を今回するチャンスではないかと思っている。

また、受け取った側が今回なぜ指摘されたら返したのか。指摘されて、みんな返している。それも相当数日数が経ってからである。本当に情けないという気がする。なぜ指摘される前に来た瞬間に全員が返せなかったか。公務員は絶えず自らを律するということが必要だと思っている。なぜ自分にこれを贈ってきたのかということを考えながら職務遂行することを当然身に付けているはずなのに、それらができなかった。これほどまでに麻痺したのかということ、残念に思う。

私はもし名前が分かったら、現職の職員の人がいたら、そこまで行きたかった。行って、あなたはなぜこのとき受け取ってしまったんだと、直接言いたかった。ところが、名前が分からないと、行けない。今回の

事案も返したからいいでしょうというふうで終わってしまった人たちが多数ではないかと思っている。逆にまた別の形でこういう事態が続く可能性が心配になってきている。知ることができたら、どのような受け止め方を当事者がしているのか非常に関心を持っている。納税者の気持ちとしては実際に給与を受け取っている人たちの感覚を知る権利があるのではないかと思っている。

最後に、職員は、受け取った後の対応や処分等を考えると、金品のやり取りに関して、警戒心が全くと言っていいほどないのではないかという気がする。1円でも品物に代えられたとしても、受け取ることはいかなることか。現在の社会においてはそれは相当追及される材料になるという気持ちを是非今回の事件で持ってもらえるような判定が出る、裁決が出ると、ありがたいと思っている。職員に厳し過ぎるような対応が今回出ることを期待している。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成28年8月23日付け事務連絡で、文部科学省初等中等教育局教科書課より各都道府県教育委員会に依頼された「公正取引委員会の警告を踏まえた再調査の報告に基づく調査への対応について」（以下「本件調査」という。）に対する回答文書である。

本件調査は、平成24年度から平成27年度までの間に、教科書発行者2者が複数の教職員等に対し贈答品を渡し、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為が確認されたことを受け、当該教科書発行者による報告に基づいて文部科学省から都道府県ごとの情報の提供があったことに伴い、贈答品を受け取ったとされる教職員等に対し、贈答の事実の確認及び教科書採択への関与、影響を調査したものである。

本件行政文書は、本件調査に対する回答文書であり、定型様式と任意様式の2種類の報告書となっている。

ア 定型様式による報告書

定型様式は、整理番号、教科書発行者名、都道府県名、贈答品を受け取った者の当時の所属の国公私別・組織/学校名・職位及び氏名・ふりがな・学校種・種目、教科書発行者が提供した利益についての提供した年月日・内容・金額・提供方法・受取の有無、採択への関与・影響、採択結果、前回の採択結果、採択期間における所属の国公私別・組織/学校名・職位、調査時点における現在の所属の国公私別・組織/学校名・職位並びに備考の各欄で構成されている。

このうち、開示しないこととした部分は、贈答品を受け取った者の当

時の所属のうち組織/学校名及び氏名・ふりがな、採択への関与の一部、採択期間における所属のうち組織/学校名・職位の一部及び調査時点における現在の所属のうち組織/学校名・職位の一部である。

イ 任意様式による報告書

任意様式は、贈答品を受け取った教職員等のうち定型様式の採択への関与に記載がある者、すなわち採択に関与し得る立場に就いていた者について、贈答品の受取が教科書採択の勧誘又は見返りにあたるとの認識の有無及び採択に関わる各種会議等における発言並びにそれらを踏まえた採択への影響の有無を記載している。

このうち、開示しないこととした部分は、贈答品を受け取った者の当時の所属名及び採択に関わる各種会議の役職名・会議名である。

なお、本件調査の結果である本件行政文書に記載された教職員等のうち、本件調査時点で既に退職していた等の理由から処分権限のない者を除き、教科書採択の公平さ、公正さに疑義を抱かせた者について、当該市町村で服務上の措置をしている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 本件行政文書のうち、定型様式で開示しないこととした、贈答品を受け取った者の当時の所属のうち組織/学校名及び氏名・ふりがな、採択への関与、採択期間における所属のうち組織/学校名・職位並びに調査時点における現在の所属のうち組織/学校名・職位並びに任意様式で開示しないこととした、贈答品を受け取った者の当時の所属名及び採択に関わる各種会議の役職名・会議名（以下「贈答品を受け取った者の氏名等」と総称する。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため、条例第7条第2号本文に該当する。

イ 本件調査の結果を取りまとめたものについては、平成28年10月13日に公表しているが、個人が特定されないよう、「市町村教育長」、「校長」、「教諭」などと教科書採択当時の職位のみ公表している。よって、贈答品を受け取った者の氏名等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イに該当しない。

また、当該部分は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロに該当しない。

さらに、本件調査時点で既に退職していた者を除く本件調査対象者は公務員であるが、贈答品を受け取ったことや服務上の措置の対象となったことは、公務員の立場を離れた個人としての評価に係る私的側面を有する情報であり、職務の遂行の内容に係る情報ではないため、当該部分は同号ただし書ハに該当せず、予算の執行を伴うものでもないため、同

号ただし書ニにも該当しない。

ウ 以上のことから、贈答品を受け取った者の氏名等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「会社から、一方的に送られてきたが、見返りのための働きかけはしていないということが、明らかになっている。さらに、すぐに引き取ってもらったり、その後、返金等がなされている」、「これらの経過等からすると、処分庁において、該当する職員の、所属、名前などを黒塗りにする理由はない。逆に、開示しないことが（黒塗り）憶測、風評を呼び、該当職員も含め、信頼失墜につながるようになるといえる。ある意味、物を送られた職員等はまき込まれた、言い過ぎかもしれないが、被害者でもあるといえる。何かをかくしているのではないかという、（一部を開示しないことは）疑問をもたれるような対応に、理解に苦しむ。」と主張している。

しかし、今回贈答品を受け取った者の氏名等を不開示としたのは、特定の個人が識別されることのないようにするためであり、見返りのための働きかけをしていないことなどは当該部分を開示とするか不開示とするかの判断に影響を与えるものではない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、文部科学省から依頼を受けて、平成24年度から平成27年度までの間に教科書発行者2者から贈答品を受け取ったとされる教職員等に対して調査し、文部科学省に回答した文書である。

本件行政文書は、15人について記載されている定型様式による報告書とそのうち教科書採択に関与し得る立場に就いていた6人について記載されている任意様式による報告書からなっており、当審査会において本件行政文書を見分したところ、その内容は前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、贈答品を受け取った者の氏名等を個人の氏名、所属する学校名、その他特定の個人を識別できる部分とし、条例第7条第2号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、贈答品を受け取った者の氏名等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、贈答品を受け取った者の氏名等は、教科書発行者から贈答品を受け取ったとされ、本件調査の対象となった者が識別される情報であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。よって、贈答品を受け取った者の氏名等は、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ(ア) 条例第7条第2号ただし書ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報は、行政事務に関する情報であるとともに、当該公務員等の個人に関する情報であるが、条例の目的を実現するために、これを例外的に開示することとしたものであり、「職務の遂行に係る情報」は、公務員等が職に応じて、その担当する事務事業を執行するに当たって記録された情報をいうと解される。

教科書発行者から贈答品が贈られたことは、本件調査の対象となった者の職務と事実上の関係を有する面があったとしても、贈答品を受け取ったとされ、本件調査の対象となったことに関する情報自体は、これらの者が職に応じて担当する事務事業を執行するに当たって記録された情報とは認められないことから、同号ただし書ハの「職務の遂行に係る情報」に当たらない。

したがって、贈答品を受け取った者の氏名等は、同号ただし書ハに該当しない。

(イ) 贈答品を受け取った者の氏名等は、法令若しくは条例の定めるところ

ろにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められないことから、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。

さらに、贈答品を受け取った者の氏名等が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上により、贈答品を受け取った者の氏名等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 4. 27	諮問（弁明書の写しを添付）
30. 7. 3	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30. 9. 10 (第 556 回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30. 10. 11 (第 558 回審査会)	審議
30. 11. 1	答申